

各 位

会 社 名 千代田化工建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 澁谷 省吾  
(コード番号 6366 東証第一部)  
問合せ先 総務ユニットGM 山田幸雄  
(TEL 045-225-7740)

## 内部統制システム構築の基本方針の改定に関するお知らせ

当社では、4月1日からの新組織・経営体制の開始にあたり、内部統制システム構築の基本方針に関して、下記の通り「リスク管理・危機管理」の項目等を改定する決議を行いましたので、お知らせします。

記

### 内部統制システム構築の基本方針

#### 1. 取締役の職務執行の適正を確保するための体制

監査役会設置会社である当社は、業務の執行の適正を確保するため、執行役員は業務執行機能を担い、経営監督機能を担う取締役と機能分離を図っている。執行役員は、取締役も出席する執行役員会において、定期的に業務執行状況を報告する。

取締役会は、執行役員の業務執行を監督するとともに、経営方針や業務執行に関する意思決定を行う。ただし、変化の早い社会・経済状況に的確に対応し、業務執行に関する意思決定を迅速に行うためその権限の一部を会長を除く代表取締役で構成する経営会議に委譲する。また、経営会議は、取締役会に付議する事項の事前審議機関という機能も併せ持つ。

取締役会及び経営会議での意思決定の過程では、法律問題や経営判断過程の手続きについて必要に応じて顧問弁護士に確認を取るものとする。

監査役は、取締役会・経営会議・執行役員会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行について不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がないか、経営判断が善管注意義務に反していないか等の視点から監査し必要に応じ意見を表明する。

更に、当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全を目的とし、事業の個性及び特質を踏まえ、次の内部統制体制の構築・運用を行う。

#### 2. 内部統制体制の構築・運用

##### <内部統制運営委員会>

内部統制体制強化のために、リスクマネジメント・CSR統括室長を委員長とし内部統制に係る部署の長を委員とする内部統制運営委員会を設置する。

内部統制運営委員会は、経営会議からの付託を受け、業務運営が適切な内部統制システムのもとで適正かつ効率的に行われるように各統制分野の情報を交換して各ユニット間の調整を行い、期末又は必要と判断した時点で、経営会議に対し内部統制体制に関する改善等の提言を行う。

経営会議では内部統制運営委員会からの提言を検討して、内部統制体制の整備について取締役会に付議し、取締役会がその決定を行う。

##### <統制環境整備>

当社は、千代田グループ行動規範の原則に従い事業活動を行う。適法かつ公正な事業活動の推進、企業としての社会的責任を果たすことを重視したCSR経営をコーポレートレベルで統合的に推進し統制環境を整備するのは、CSRユニットが担当する。

#### <法令等の遵守>

労働安全衛生、環境、品質及び輸出管理等を含むコンプライアンスに係るリスクについては、各担当部署において、マニュアルの作成、関係情報の周知徹底、研修の実施等を行うものとする。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察、弁護士等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

#### <プロジェクト>

事業の中核であるプロジェクト案件の受注・遂行、リスク管理については、テイクアップ検討会、見積もり方針検討会、プロポーザル審議会等の自己統制制度を今後も堅持する。加えてコールドアイレビューシステム、プロジェクトオーディット等の内部牽制機能は財務・プロジェクト管理ユニットが担当する。

#### <リスク管理・危機管理>

当社は、リスク管理及び危機管理体制マニュアルに基づきリスク管理・危機管理体制を構築し、恒常的な予防管理と有事の際の対処を行う。

全社のリスクを統括する恒常組織としてリスクマネジメント・CSR統括室を設置し、各本部に配置するリスクマネージャーが実施するリスクマネジメント活動について、これを一元的に統括する。リスクマネジメント・CSR統括室の所属ユニットである危機管理ユニット(ユニットGMはクライシス・マネージャーを兼務)は、危機が発生した場合の会社経営へ及ぼす影響を最小限に抑えるため、クライシスマネジメントの事務局機能を負う。グループ企業のリスク管理・危機管理についても同様の展開を図る。

#### <業務情報の保存・管理>

業務に係る文書その他の情報については、当社の文書取扱規定を始めとする社内規定に従い、適切に保存及び管理を行う。

情報セキュリティマネジメントについては、国際的に採用されている情報セキュリティマネジメントシステムに関する基準に準拠した当社グループの情報セキュリティマネジメントシステムに沿って、情報資産の適切な取扱いを行うものとし、その管理は、SQEユニットが担当する。

#### <当社グループとしての体制整備>

当社グループ全体としての業務の適正を確保するために、重要なグループ会社は、当社と統一的考え方に基づき、グループとして統合的な内部統制体制を構築する。具体的には、各社の業態業容に応じた内部統制運営委員会機能を持つ組織を設置し、コンプライアンス活動・自己統制体制の推進、内部統制環境の継続的な整備・運用の強化に取り組む。

グループ企業について経営管理面のグループ全体としての把握・管理は、グループオペレーション推進ユニットが行う。また、重要なグループ会社の内部監査は、当社と統一した考え方に基づいて実施するために、当社の業務監査ユニットがまとめて担う。

#### <財務報告の適正性を確保するための体制>

当社は主要なグループ会社とともに、金融商品取引法で求められる財務報告の適正性を確保するため、業務ルールの文書化等所要の内部統制体制を整備し、これに則って日常業務を行うこととする。また、新たなリスクが認識された場合や当該体制に不具合や不備が発見された場合には、速やかに改善を図る。

独立的内部監査機関である業務監査ユニットは、日常の業務監査等を通じて各所における統制活動の実態を把握、検証し、必要に応じて改善を指導することによって、全社に亘っての財務報告に係る内部統制機能の実効性を確保する。

### 3. 監査役の職務補助者及び監査役への報告・連携体制

監査役の監査活動の充実を図るため監査役の職務遂行を補助する専任職員を置く。独立性確保のため、監査役補助職員の人事考課は監査役が行い、その異動については監査役会の同意を必要とし、当該職員は当社グループの業務の遂行に係る役職を兼務しない。

取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、当社グループの内部統制に関わる部門の活動につき、定期的又は重要事項発生の都度に、監査役に報告するものとする。また、監査役の監査の実効性を確保するため、代表取締役は監査役と定期的に会合を持ち、取締役及び従業員から監査役への報告の状況や監査役と内部監査部門等との連携について話し合う。

以上